

会議名称	平成19年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録		
日時	平成19年5月30日(水) 15時～17時		
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)		
	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、高橋委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、柳沢委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員	
	実施機関	渡辺産業経済課長、大澤保険医療担当副参事、渡邊健康推進課長、横山地域保健課長、吉田建築課長、井口教育委員会庶務課長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長	
傍聴者	1名		
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 平成19年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 	
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 資料3 区立中学校における個人情報の紛失について 	
【会議内容】			
1 平成18年度第5回会議録の確定			
2 諮問及び報告事項・審議結果			
番号	件名		審議結果
報告第1号	杉並区商工業団体名簿に関する業務の登録について	新規	報告了承
諮問第1号	商工業団体名簿管理に記録する個人情報項目について	新規	答申
報告第2号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の登録について	新規	報告了承
諮問第2号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について	新規	答申
報告第3号	特定健診・特定保健指導モデル事業に関する業務の登録について	新規	報告了承
諮問第3号	特定健診・特定保健指導モデル事業に関する業務の外部委託について	新規	答申
諮問第4号	特定保健指導モデル事業データ管理に記録する個人情報項目について	新規	答申
諮問第5号	区民健診・がん検診事業保健指導・精度管理等支援システムに記録する個人情報項目について	新規	答申
報告第4号	杉並区医療安全相談窓口に関する業務の登録について	新規	報告了承
諮問第6号	建築物構造審査に関する業務の外部委託について	新規	答申
追加報告	区立中学校における個人情報の紛失について		報告了承

会長	本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。ただいまより、「平成 19 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審議会」を開会します。欠席委員の確認を最初にしたいと思います。本日、都合により欠席される方はどなたでしょうか。
区長室長	本日は宮原委員が杉並区議会議員の任期満了に伴い、4 月 30 日をもってお辞めになっていますので、議会選出の審議会委員は欠員 1 名ということです。ほかの皆様は、出席なさっています。以上です。
会長	議題に入りたいと思います。本日の審議の進め方ですが、「式次第」でお配りしていますように前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問事項についての審議に入りたいと思います。よろしくお願いたします。 最初に議事録の確認なのですが、いかがでしょうか。
委員	6 頁の 5 マス目、3 行目、「プレゼンテーションをやっていきます」と言い切っています。これは多分、「やっていますよね」と言った記憶があるのですが。
会長	「やっていますよね」と直すのですね、念を押しているわけですね。わかりました。修正します。
法規担当課長	3 カ所ほどまた誤植がありました。13 頁の下から 11 行目、「定められていな」となっていますので、「いない」と「い」を 1 字補っていただいて、「定められていないと勝手にやったこととなります」としてください。 それから、17 頁の上から 3 行目なのですが、ここも「いろいろご質問の中から」とあるのは、「いろいろな」と「な」が抜けておりました。「いろいろなご質問の中から」というように「な」を入れてください。 最後なのですが、最終頁、28 頁、下から 3 つ目の枠、会長の欄なのですが、「答申書の送付してください」となっています。これを「答申書を送付してください」に訂正をお願いします。 「てにをは」の訂正ですが、直したものを公開させていただきたいと思えます。以上です。
会長	ほかにございませぬね。それでは、会議録は確定といたします。
区長室長	～諮問文を読み上げ、会長に手渡しする～
会長	報告 1 号、諮問 1 号、報告 2 号、諮問 2 号、報告 3 号、諮問 3、4 号を一括して審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。
報告第 1 号、諮問第 1 号、報告第 2 号、諮問第 2 号、報告第 3 号、諮問第 3・4 号	
情報システム課長	報告 1 号、諮問 1 号について説明する。
法規担当課長	報告 2 号、諮問 2 号、報告 3 号、諮問第 3 号、第 4 号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。最初に、報告 1 と諮問 1 について、ご質問をいただきたいと思えます。
委員	「業種団体」について、説明していただきたいと思えます。
産業経済課長	例えば八百屋、魚屋、酒屋等で、それぞれ組織している協同組合を「業種団体」と言います。
委員	セキュリティ対策について書いていないので、念のために意見を申し上げます。システムの開発者、あるいは担当者は許可なく電子記録媒体とか、

	<p>パソコンにデータを書き込まないことを絶対条件にしてもらうことが必要です。もし、業務上、やむを得ず記録した場合には、記録から、保管、そして消去に至るまで、管理過程を厳格に管理するということが必要ではないかと考えます。</p> <p>従来、記録管理については、書き込み禁止という程度にとどまっていたのですが、世の中のいろいろな事件・事故を見ますと、記録した後の管理が、非常に不的確に行われていることが原因のようです。もし、契約等で行う場合には、記録した後のライフサイクルまでをきちんと管理するように、厳格な契約を結んでいただくことを条件にしてほしいと思います。</p> <p>念のために、これに類するものが今日の諮問事項にはずいぶんあるものですから、あとはご類推いただいて、区で善処していただくことでお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは、いまのご意見に留意して仕事を進めていただきたいと思います。報告第1号は報告了承、諮問第1号は決定ということでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;"><了承></p>
会長	<p>次は関連していますので、報告2、報告3、諮問2、諮問3、諮問4について一括して質問、ご意見をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>2つの項目に分かれます。まず最初に、諮問3、4、報告3の特定健診に関する「事務事業の概要」の記述の中に、「ハイリスク者」と書いてあります。また、3の「外部委託」の記述の中で「アウトソーシングの活用」とあります。これはどういう意味なのかを教えてくださいと思います。</p> <p>この間、杉並区はあまり横文字を使わないというように、去年か一昨年だか忘れましたが、そのような方針を立てたかと存じます。また、ここに来て横文字が増えてきたのではないかと思います。パソコン関係の用語については仕方がないと思いますが、出来るだけ区民向けの文章には「ハイリスク」とか「アウトソーシング」とか、横文字は使用しない方がよいと思います。方針が変わったのですか。</p> <p>もう1つ、5頁の案件で、新しい医療制度ができるということでした。医療保険制度に入るために必要というか、今後、入らされると思うのですが、5頁の「個人情報の記録の内容」の「財産等の情報」を見ると、収入、税額、土地、建物、資産、債務・債権、口座とあります。これを見ると自分の財産を全部さらけ出すようなことになるのではないかと。そうしないと、医療保険が適用されないのかという心配があります。多分、そうではないと思うのですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>関連して質問します。7頁の下に、区から広域連合へ提供する個人情報の項目が1から170まで、逆の流れ（収集するもの）が1から45ある。</p> <p>いまの質問と関連するのですが、まさに1から170の中で、例えば8頁、9頁、ありとあらゆるものが捕捉されていて、すでに区が持っている、提供するという意味なのか、あるいは、これから、対象者からこれらの情報を捕捉して、その後に提供するという意味なのか、その辺のところはあまりはっきりしません。この事業のために、この情報がこういう理由で必要なのだ、という説明があった上で、「いいでしょう」ということになると思</p>

	<p>います。これらの項目の情報が、この新しい事業をやるために、なぜ必要なのかについて、説明をしていただきたい。</p>
法規担当課長	<p>まず1つ目、13頁の「ハイリスク」と「アウトソーシング」ですが、ご指摘のとおりです。日本語できちんとわかるようにということで、「ハイリスク」は当然「疾病の危険度の高い者」、「アウトソーシング」は「外部委託」ということですので、日本語に置き換えたいと思います。</p>
保険医療担当副参事	<p>2番目の質問、「財産等について」なのですが、収入の状況については一部負担割合とか、保険料の算定に必要なものということです。税額等の情報については一部負担金の減額等に必要なため、それから土地、建物、資産、債権・債務の状況については、滞納処分があったときに、それらの情報が必要ですので、そのために収集することになります。</p> <p>もう1点ご質問のあった1から170について、どういったことで必要なのかですが、170までひとつひとつ説明するのは難しいので、ざっとお話ししますと、1から23までは個人を識別するために必要な情報ということです。例えば、住民記録の台帳から引っぱってきた情報や外国人登録に関する情報ということでございます。24から74については所得や課税の情報ということですが、これについては保険料の賦課や減額・免除、本人限度額の区分等について必要となる情報ということです。</p> <p>75から83については保険料の賦課の期割りの情報、それから特別徴収・普通徴収の区別のために必要な情報ということです。それから、84から89については収納にかかる情報、90から95については滞納者の情報となります。それから、96については老人保健法から引き継いだ情報なのですが、高額該当月の情報、これは高額該当月が何カ月間続くと減額になるのか、ということですので、そのための算定に必要な情報ということです。</p> <p>97から151にかけても、老人保健法の情報ということで、引き継ぐものであります。</p> <p>152以降については「その他」の情報で、例えば生活保護の情報、住所地特例の情報といったもので、他制度との調整など、いずれも本業務を遂行する上で、必要になるということでもあります。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>いま、第3の質問についての話を聞きました。税額、口座はどこから差し引かれるのかということだと思います。土地、建物、資産とか債権・債務について、いま普通の国民健康保険や介護保険に入っている方についても、区は、こういうデータを管理しているのでしょうか。老人になったら財産を担保に死んだら回収するという、ちょっと嫌みな言い方ですが、いままで土地や建物について、保険に入っている人の全員に渡って、区は調べ上げているのかどうか。その辺、なぜ老人だけにこういう形で適用するのか教えていただきたい。区だけで作った制度ではないのはわかりますけれども、そういう不安は、どこか他の機関や部署からは出てきてないのでしょうか。以上です。</p>
法規担当課長	<p>この案件だけではないのですが、「個人情報登録票」としてはこれだけの情報を集めることがありますということで、すべての情報を一律に集めるわけではありません。例えば、滞納処分、滞納整理が必要になれば、その</p>

	ために必要な情報を集めないと滞納処分に入れませんので、予め必要となる情報を「個人情報登録票」に記載しておくわけです。
委員	もう 1 回確認ですが、ということは保険料の滞納が出てきた時点で、いくつかの項目について調べ始めるというように理解してよろしいのですか。
法規担当課長	必要に応じて調べるということです。
委員	わかりました。
委員	5 頁、個人の範囲に、「被保険者及びその世帯構成員」という項目があります。これは 75 歳以上の高齢者の家族の個人情報も、これらの項目について集めます、ということなのですか。
保険医療担当副参事	基本的には被保険者の情報なのですが、場合によっては高額医療の相続の関係等、家族に及ぶ場合もあるということです。後期高齢者の医療制度については 75 歳以上の方の個人にかかるものであります。そういうことですので、基本的には被保険者というように考えていただいてもよいと思います。
委員	その世帯構成員の個人情報を収集する場合はどのような場合ですか、具体的に教えてください。
保険医療担当副参事	相続等が発生した場合ということです。
委員	その相続というのはマイナスの相続も入っていますか。
保険医療担当副参事	それも含まれるものと考えています。
委員	正確に言っていたいただきたいのですが、先ほど「保険料を滞納してから集める」とおっしゃいました。例えば住民税など滞納した場合には、既に調査されているわけです。おそらく、この事業を始めるに当たっては、他の部署で既に持っている情報は、そのまま使用することになると思います。要するに、既存の情報で、もう既にわかっているならば、何も保険料の滞納が始まってから調べ上げて、結合させるというのではなくて、既に調査したものおよび保険料の滞納が始まった場合に新たに調査が必要な情報も含めて結合させる、というのが正確な表現ではないかと思うのですが、いかがですか。
保険医療担当副参事	5 頁の「個人情報登録票」の真ん中、「目的外利用」にあるように、既存の業務で収集している情報がありますので、いま委員がおっしゃられたように新たに調べ上げるというよりも、まさに「目的外利用」をして、情報を収集することになります。
委員	9 頁に、先物取引とか上場株式の譲渡所得といったものがあります。これらの情報を提供するわけですね。そうすると、区はもともとなる情報を強制的な権限で調べるのか。それとも、どこかの機関から連絡を取った上で、任意的な調査でやるのか。どちらですか。
保険医療担当副参事	これについては特別区民税、都民税の賦課徴収の情報から持ってきます。
委員	しかし、申告していなければ出ませんよ。そういう場合、区のほうは強制力を持って調べるのか、任意調査で、わかる範囲でよしとするのか。
保険医療担当副参事	結合の時点では現在持っている情報ということですので、個々に調べるといったことはありません。
委員	13 頁、「電子メールを利用した保健指導」というところなのですが、パ

	<p>ソコンを持っていない人は申込みができないということなののでしょうか。それと単年度（1年間）で資料は返還されるとなっていますが、業者には全くデータは残らないのでしょうか。</p>
保険医療担当副参事	<p>電子メールを利用した保健指導ですが、モデル事業についてはさまざまな保健指導の方法を用意しようと思っています。その中の1つとして、区としては電子メールを利用した保健指導についても力を入れていきたいということです。仮にパソコンを持っていない方でも、ほかの保健指導の方法を選択することはできます。もう1つ、業者からの情報の返還についてですが、業者には委託が終わりましたらすべての情報を返還していただくように考えています。</p> <p>なお、区においても、今回はモデル事業ということなので、基本的にはデータの集計等が終わったらご本人の希望をお聞きしつつ、区が保有している情報についてもできるだけ消去するような形にしたいと考えています。</p>
委員	<p>当初、広域連合のほうに渡す情報は現在区が所有している情報だけということですが、それはこの170番目までということですか。</p>
保険医療担当副参事	<p>170項目ありますが、基本的には先ほど言ったように当初には含まれない部分もいくつかあると考えています。</p>
委員	<p>例えば、これほど丸裸にされるのだったら10割負担で、医療費を払ったほうが良いと思う人がいるかもしれません。そういう場合はどうしますか。</p>
保険医療担当副参事	<p>75歳以上の後期高齢者医療に関するものについては、法律で75歳以上の方の義務として規定されています。できるだけ入っていただくような形で、こちらからも働きかけていきたいと考えています。</p>
委員	<p>12頁の図についてお尋ねします。「光接続装置」というのはどのようなものなのか、LANとは違うのかをわかるように説明していただきたいと思います。それから、広域連合の職員はどのような身分の人になるのでしょうか。また、広域連合というのは区役所の中にも置かれるのか、それともどこか別の場所があって、広域連合という組織体が設置されるのでしょうか。まず、その2つをお願いします。</p>
情報システム課長	<p>光接続装置ですが、区役所側と広域連合側のところにそれぞれあります。この装置を専用回線＝VPN（Virtual Private Network）という線でつなぎます。この回線には光ファイバーが入っていて、それを今度、一般的なパソコンにつなぐために必要となる装置です。</p>
保険医療担当副参事	<p>広域連合の職員についてですが、職員は都内の62の市区町村が構成団体になっています。その職員から派遣されている職員です。組織の所在は、飯田橋にある区政会館です。</p>
委員	<p>5頁、「個人情報の収集方法」の「目的外利用」というところ、特別区民税や都民税の賦課徴収、普通徴収、特別徴収とあります。現行では、我々が申告をすると、その情報は、区役所にも、都税事務所にもいっているということでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>専門外の話なので、最近の手続きとは違う話になってしまうのかもしれませんが、確定申告を税務署に出すとその内容が複写され、区役所へは紙で持ってくるようになります。複写される内容は、それぞれの事務所に必</p>

	<p>要な事項が限定され、複写されており、都税事務所、区役所、税務署が、全ての情報を同じ内容で持っているということではないと思います。</p>
委員	<p>17 頁の図について 4 つお尋ねします。一つ目は、区役所の中に設置される、広域連合側のファイアーウォールを、区で設置することはできないのか。</p> <p>2 つ目は、「広域連合ネットワーク」という点線の四角、これを管理するのは広域連合ということなのか。つまり、責任を持つのは、広域連合ということなのか。</p> <p>3 つ目は、「窓口サーバ」というものがあります。これについて説明していただきたい。</p> <p>4 つ目は、7 頁の「個人情報の項目」の 2 の「個人番号」、3 の「世帯番号」というのは、区役所の中にあるほかのデータと共通している番号なのでしょうか。以上 4 点を質問します。</p>
情報システム課長	<p>まず 12 頁の図、「区の権限」との関係は、私からお答えします。先ほど法規担当課長から説明がありましたけれども、「区側ネットワーク」という細かい点線、ここは区が管理をする権限を持っているところです。場所的にはその下の「ファイアーウォール」、「光接続装置」も区役所の中にあるのですが、ここは広域連合側が管理する部分ということになります。</p> <p>窓口サーバがどういったものなのかは、担当課長よりお答えします。</p> <p>あと、個人番号と世帯番号の話ですが、これは後期高齢者医療制度で必要となる特別の番号、世帯番号ということになります。</p>
保険医療担当副参事	<p>窓口サーバについては広域連合のほうで、例えば杉並区と広域連合を結んだときに、杉並区専用のサーバを持ちます。62 市区町村ありますので、広域連合のほうでは、62 のサーバを持つ形になります。それが「窓口サーバ」です。設置場所については、広域連合がある区政会館に置かれます。そして、広域連合で一括管理をするということです。</p>
委員	<p>広域連合ネットワークの管理は、広域連合がやるのですか、それともどこか別の組織がやるのですか。</p>
保険医療担当副参事	<p>広域連合です。</p>
委員	<p>例えば、広域連合が業者に外部委託をした場合、その適否について審査する場はどこになるのですか。</p>
法規担当課長	<p>1 つの特別地方公共団体ですから、議会もありますし、広域連合の中で、責任ある体制で、審査していくものであります。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>16 頁です。「記録の項目」の 9、「被保険者記号番号」があります。なぜ、必要なのか、そこを説明してください。</p>
保険医療担当副参事	<p>これについては、特定保健指導は国民健康保険の被保険者について行いますので、その個人を特定するために必要ということです。</p>
委員	<p>いまの話に関連してなのですが、番号を知らせてしまうと、病歴・受診歴を割り出されてしまうので、番号は記録しなくてもいいのではないかと思います。どうなのでしょう。</p>
保険医療担当副参事	<p>今回は「電算入力記録票」ということで、外部にこの番号をお教えするということはありません。区の内部で記録するだけのものであります。</p>

委員	<p>要望が 2 つあります。1 つは先ほどの特別区民税の徴収に関係するのですが、いままでの税務署と区役所と都税事務所との情報交換や調査権限については、おそらく法律か規則かにきちんと規定があるのではないかと思います。それを調べていただきたいと思います。</p> <p>2 番目は、広域連合についてですが、区民側からすれば、広域連合で自分の個人情報がどのように管理されるのか、よくわからないと思います。もし、詳細が具体的にわかれば、わかった時点で、また報告していただけるとありがたいと思います。</p>
情報システム課長	<p>区の職員や税務署の職員、いわゆる税務を担当する「徴税吏員」と呼ばれている職員に関しては、広汎な調査権が、地方税法・国税徴収法等に基づいて設定されています。</p>
法規担当課長	<p>広域連合の情報管理についてのご質問ですが、広域連合にも議会があります。条例や規則、個人情報の管理規定や情報セキュリティ規定など、議会等で審議されていきます。議決された内容は公表されるので、当審議会が必要があれば、それらの情報は区より提供していきたいと思います。</p>
委員	<p>私は、広域連合のことを若干知っているものですから報告しておきます。広域連合には、「個人情報保護条例」があり、また、それに基づく「個人情報保護審議会」もあります。セキュリティ・ポリシーも非常にしっかりしたものを持っていて、運用していることを報告させていただきます。</p>
委員	<p>10 頁の 145 番、「口座情報」です。この 145 番というのは老人保健法から引き継ぐ個人情報と説明を受けたと思います。この口座情報というのは口座残高とかの内容まで入っているのですか。</p>
保険医療担当副参事	<p>145 番の口座情報については、高額医療費を返還するときの振込み先の口座内容ということです。</p>
会長	<p>ほかにありますでしょうか。なければ報告 2、報告 3 は承ったことにいたします。諮問 2、諮問 3、諮問 4 は決定ということにいたします。</p>
報告第 4 号、諮問第 5 号、諮問第 6 号	
情報システム課長	<p>諮問第 5 号、報告第 4 号について説明する。</p>
法規担当課長	<p>諮問第 6 号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。</p>
委員	<p>21 頁の参考資料についてですが、サポートチームはほぼ合議制で活動するという説明でしたが、杉並区医療安全推進協議会、10 名程度のこの協議会が、評価や検証したりするのでしょうが、助言指導をするときも、相手方を協議会に呼んで、この協議会の委員が全員そろったところで、指導するのでしょうか。</p>
地域保健課長	<p>会議の運営形態が合議制であるということです。</p>
委員	<p>20 頁の個人情報の記録の内容、住民記録等の情報のマスの中で、氏名、住所、性別、生年月日という、個人を特定できる 4 情報が入っていますが、こういう相談というのは、なかなかしにくいものでしょうから、これは任意事項ということになっています。それよりも、はっきりと、「匿名でいい」としておいたほうが、住民サービスにとっては好ましいのではないかと思います。いかがですか。</p>

地域保健課長	これについては任意の相談なので、個人情報無理強いして集めるということではなく、匿名の相談であれば、それを尊重してお話をお聞きするという形になるのかな、と考えます。
委員	ということは、「匿名でもかまわないのですよ」とはじめに伝えるということですね。
地域保健課長	最初に伝えるかどうかは別として、「匿名でも結構です」という考え方で進めることになります。
委員	22 頁の③で、相談内容と相談者の希望に応じて、最適な部署、相談機関、関係団体に責任をもって紹介するとありますがどのような内容ですか。
地域保健課長	相談をきちんと責任をもって受けとめるということで、例えば法律・訴訟関係等を望まれるような方には、弁護士団体とかを紹介する形になると思います。
委員	私は保健所のこの関係の委員会の委員なので参考に説明しますが、通常の、例えば「病院を紹介してくれ」とか、「症状がこうだけれど」という相談については、急病医療情報センターでやるわけです。今度出来る医療安全情報センターは、その一段上の、とはいっても訴訟問題までには踏み込まないけれども、そういった広域的な相談は受けましょう。例えばセカンドオピニオンの問題だとか、ここの病院の医療技術について不安なところがあるといった高度な質問を対象にして受けようという趣旨なので、使い分けをしてもらうわけです。 いま説明のあった匿名にしたらどうかということも、必要に応じてリポートする場合には、あえて、どなたかを聞く場合もあります。
委員	21 頁の「背景」の 1 番目のところに、「医療事故等が相次いで発生するなど」という説明がありますが、こういう趣旨などから考えますと、例えば医療裁判などになった場合は、患者側は非常に立場が弱いですから、その担当課を保健所の中、役所の中に置くですとか、それから、医療安全推進協議会の中に医師会が入っていると、医師会というのは鉄の結束の団体ですから、第三者機関としては、相談者にはちょっと弱いのかなという気がしますので、私はこの趣旨には賛成しますが、相談する者の立場をより尊重してくれるようなシステムを再考してもらいたいと思いますので、これは了承できません。
委員	そういった趣旨の問題も含めて出来た制度ですので、当然それぞれの相談者について踏み込んだ内容のことも検討をします。そのためにいろいろな機関の人たちを網羅して、どういう角度からでも対応できる形をとっているわけですから、その辺はご心配する必要はないと思います。補足説明をさせていただきました。
会長	ほかにございますか。
委員	とにかく区民の命を安全にするためにこういう制度は大変結構なことだと思います。個人情報の問題もありますが、やはり区民を守るという姿勢からは、大変いいことだと思います。 ちょっと議題からそれますが、実は私は後期高齢者にはまだ 2、3 年余裕がありますが、先ほどここで雑談しましたが、実は私うっかりしまして、区民健診を誕生日から 2 カ月というのを全然知らなかったのです。かかり

	<p>つけの医者に行ったところ、「一応、保健所の健康推進課に問い合わせただけであれば救済されるかもよ」と言われたものですから、早速電話をしたら、窓口の女性の方から、それから次の上司の方が出ましたが、もう大変な親切な対応で、年寄りになるとこんなに大切にされるのかなと思うくらい、細かく噛んで含めるように説明を受けまして、「ただし、手続上、郵便料が 140 円かかるからそれだけは送ってください」と言われまして、140 円を健康推進課長宛に送りました。その対応の見事なこと。公務員の方が私の立場になって対応してくれたのには、感動しました。本当に区民の健康のために、私のことをたぶん後期の高齢者だと思ったのだらうと思うのですが、噛んで含めるように、そういう場合はこうして、それで一度健康推進課長宛に文書を出してくださいと。もう一度送ります、ただし、ひと月の余裕を設けますから 5 月 31 日までに受けてくださいと、本当に優しい女性の方で、それで私は感動しました。公務員でこんなに対応の素晴らしい人、どなたかは知りませんが、誉めてあげてください。本当に区民の命を守るために業務をしていらっしゃる方に敬意を申し上げたいと思います。</p>
委員	<p>私も協議会のメンバーがどういう人になるのかなというのは、大変気になります。相談者の立場に立った人をきちんと確保していただきたいということを希望します。</p>
会長	<p>要望ですね。</p>
委員	<p>23 頁の、外部委託したときは料金を取るのですか。</p>
建築課長	<p>構造計算の適合性判定につきましては、まず建築確認申請のときに、この構造計算に必要な委託料相当額を、申請者からいただきます。</p>
委員	<p>いくらぐらいなのですか。基準みたいのがあるのですか。</p>
建築課長	<p>それは東京都で指定をしたときに、指定構造計算機関と調整したもので、杉並区の場合は、建物の規模が 1,000 平米までと、2,000 平米までと、1 万平米までという 3 種類に分けています。それから構造計算の認定プログラムを使うか使わないかでだいぶ違います。まず 1,000 平米までで、いちばん低額で約 11 万円いただきます。いちばん高いところで 1 万平米までのもので、構造計算の認定プログラムを使わないもので、24 万円いただきます。</p>
委員	<p>24 頁の情報の項目で職業・勤務先、役職、資格、これは有料だから必要なのですか。</p>
建築課長	<p>構造計算は区が確認申請を受けて、構造計算適合性判定に送るときに、いわゆる建築確認書一式を送りますので、そこに書いてある情報が相手方にいくことになるので、個人情報の登録が必要になるのでございます。</p>
会長	<p>ほかにございますか。ないようですので報告 4 は受けたことにいたします。諮問 5、6 は決定といたします。ご審議いただいた諮問事項については、一括で答申してまいりたいと思うのですが、この内容でよろしいでしょうか。</p>
	<p><了承></p>
会長	<p>それでは事務局から区長宛に答申書を送付してください。 次に、机上にお配りしてありますように、区立中学校における個人情報の紛失について説明をお願いいたします。</p>

区立中学校における個人情報の紛失について(追加報告)

教育委員会庶務課長	区立中学校における個人情報の紛失について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございますか。
委員	今後の対策の③、上記理由に基づく個人情報の管理情報を年度末にまとめるとなっていますが、おおよそどんな内容になりそうですか。なかなか内容がつかみにくい面もあると思いますけども。
教育委員会庶務課長	先ほど少し申し上げましたが、学校の子どもたちの生活管理ということを上申しますと、学校にいる時間だけでなく、土曜、日曜の対応とか、夜間の対応とか緊急連絡のことがあろうかと思えます。そういう緊急連絡用に必要なものは、あらかじめ登録しておいて、それについては持ち出しを一応許可する。1件1件の対応ということで、今日はこれをどうしても持ち帰らなければならないというものについては、あらかじめ校長に届ける形をとりまして、そういう件数が年間何件になったか、そういうことを全体としてはまとめてまいろうかと考えています。
委員	意見です。管理状況をまとめて、それで通常、数字にまとめて終わりにになってしまうのですが、やはり学校での個人情報管理の現状の問題点が滲み出るような形でまとめていかないと、これは単なる数字のお遊びになる可能性があります。是非、マネジメントサイクルを基本としながら、今後の事故防止に使えるように工夫していただくといいと思えますので、お願いします。
委員	先生の忙しさも原因であると先ほど言われていましたが、私の身内にも友人たちにも教員が何人かいて、ものすごく忙しいというのは、私も本当に気の毒だと思うぐらい知っていますが、現場の先生たちが家に持ち帰らなければ仕事がこなせないという状況を、先生たち自身がどういうふうに対応していったらいいと考えているかという声も入っているような報告を出していただけたらなと希望します。
委員	全く同じなのですが、やはり先生方の意見も付けたようなまとめをしてほしいと思うのです。実際にこういうふうに関に持ち帰っている状況というのは今多いのでしょうか。
教育委員会庶務課長	現在、全体的なところまでは把握はしていません。ただ、なかなか勤務時間内に仕事が終わりきれないという状況は耳にはしています。そういう中で私どもとしては、できるだけ教員が指導に専念できるように、教員の人たちの仕事の中にも事務的な要素の仕事が、今、かなり入ってきておりますので、例えば別の事務の職員に仕事を振り分けるような形で、もっと子どもたちと向き合える環境をつくっていければよいと思えます。
委員	1点目は生徒の名簿の記載内容、それから個人票の記載内容、学習プリント点検表の記載内容を教えてほしいということ。2点目、これはよく考えてみると、なんでこんなものを持って帰ったのかがよくわからない。例えばよくあるではないですか、テストを家に帰って採点しようとかいうときは、当然クラスであったらクラスのものだけになるのですが、なんで生徒名簿と個人票と学習プリント点検表が、こういうアンバランスな形で持ち帰らざるを得なかったのか。仕事を家でやるということとの関連でよく

	わからないのですが、わかっている範囲で教えてください。
教育委員会庶務課長	まず 1 点目の情報の中身の件ですが、生徒の名簿については、生徒の氏名、保護者氏名、それから住所、電話番号、兄弟姉妹がその中学校にいる場合、その氏名ということのようです。ですから、基本的には連絡情報です。生徒個人票は、生徒氏名、保護者名、住所、電話番号、緊急連絡先、あるいは本人の小学校歴、それから健康状態等々でして、どちらかといえは、子どもへの生活指導の内容になるかと思えます。学習プリント点検表については、生徒の名前と学習プリントの提出状況です。なぜ、そういうものを持ち帰ったかというところですが、1 つは生徒名簿については、やはり何らかの緊急対応ということがありますから、それを持っていったということだと思えます。それから生徒の個人票 1 名の写しについては、これは時間外になりますが、その保護者なりと直接連絡をとるなりの必要があったということです。それから学習点検プリント表については、これはどちらかといえは、仕事が終わえきれない中で持ち帰っていたものというふうに捉えています。
委員	紛失したのは女性の方の先生ですか、男性ですか。
教育委員会庶務課長	男性です。
委員	これは余計なことですが、我々職業柄、例えば記録なんていうものは非常に大切なものなのですね。だから持って帰るのなら、腹巻きに巻いて帰るとか、そういう形をとることが必要かと思えます。もう時代に差があるかもしれませんが、昔、検事だとか裁判官は家に帰って自宅で仕事をしようということで、記録などを持って帰って、なくしてしまうと、えらい責任を問われるわけです。だから風呂敷包みが欠かせない。それから男性で、帰りにどうしても一杯飲まなければいけないということもあるわけです。飲んだり何かで忘れちゃうから、そういうとき、いま言ったように腹巻きに巻いて、そして飲んで帰るといようなことは昔行われたのです。だから、大事なものですから、男性ならそのぐらいの責任をもってやってもらいたいと思えます。名簿 123 名分といたら、どんなものを書いてあるのか知らないけど、そんなに重いものでもないと思うのです。だから何かその辺、学校のほうでも、持って帰るときには、全部必要なのか、あるいは一部ですむのか、その辺のところをよく見極めて対策を練っていただければよいな、と思うのです。
会長	ほかにございますか。
委員	小学校、中学校に直接関係している者として一言申し上げますが、いまの小学校の先生でも中学校の先生でも、研修報告やら何やらで非常に業務量が多過ぎます。それから特にウェイトが高いのは、保護者への対応です。特に中学生になると進路問題だとか、いろいろと難しい問題が非常に多いのですよ。そういう対応に追われて普通の事務作業ができない。つい家に持っていきたくなる。こういうのが先生の心情だと思います。私も小学校で評議員もやっていますし、いろいろな学校の行事に直接町会として関わっていますし、中学では地教懇のメンバーだし、今日も午前中その地教懇の問題でいろいろと話し合っていますが、あまりにもいまの先生は事務的な作業が多いということなのですよ。やれ研修だ、すぐ報告書を出せ、そ

	<p>の間にはすぐ父兄からいろいろな問題が持ち出される。進路問題はいいけども、素行の問題だとか、ひどいのは何時に帰りましたかということまで要求する保護者もいるわけです。そんなこと、いちいち先生が対応していたのでは教育なんてできるわけがない。それは先生だけではなくて保護者、周りの者も、もっと先生の立場に立って考えなかったら、この問題はいくら討議をしても解決できません。</p> <p>当然、持って帰る気持はわかりますよ。持って帰ることがいいかどうかは別ですが、ただ、要因はそういうことにもあるということを経済委員会は把握する必要がある。1日のうちにどのくらい子どもたちのために時間を割いているか、勉強に割いているか、部活に割いているか、保護者の対応に割いているか、その辺をもっときちんとチェックする必要があると思います。そうしなかったら何も解決にはなりませんので、十分その点は考慮していただきたい。確かに先生に代わってということではないのですが、学校に直接かかわっている者として、先生の立場を擁護したいと私は思います。以上です。</p>
会長	<p>いろいろ貴重なご意見が出たと思うのです。私も大学の教授をずっとやっていたわけですが、父兄の中には、大学にまで来て、いろいろと学生のことを言ってくる方がいて、首をかしげてしまうようなことも多々あります。この問題は、管理面だけではなくてもっときちんと根本から考えることが必要かと思えます。また、確かに先生方は、煩雑な事務作業が多くて忙しいと思えますね。それは教え子を見ていてそう思います。</p> <p>その辺の実情をよく考えてあげるのが、杉並区の教育を本当によくするための基本ではないかと思えますので、今日出されたご意見については、よくよく教育委員会でもお考えいただきたいと思えます。ほかになれば本件については、報告を受けたことといたします。どうもご苦労さまでした。一応、議題は以上なのですが、何か他にありますか。</p>
委員	<p>2つばかり、前回戸籍の電算化の諮問がありましたが、ちょうどいま社会保険庁の5,000万件記録データ紛失で大騒ぎになっていますが、あれは原本を廃棄してしまったので、確認のしようがないということなのですが、電算入力した後の紙原本をどうなさるのかなと、ちょっと気になっています。戸籍の電算化後、どうしても必要な原本もあるでしょうから、それはどういうふうに保存なさるのかということをお尋ねしたいのです。</p> <p>2つ目は、議事録の発言者を単に「委員」と表記するのではなくて、個人名を記録していただきたい。2、3カ月経つと、誰が言ったのかももう忘れてしまうのですね。ですから、別に個人の名前が記録されても私は全然かまいませんし、皆さんそれぞれ責任をもってご自分の意見をおっしゃっていることですから、職員の方は特定できるようになっていますから、ここにいる委員の名前も記入するような記録、情報公開をしていただきたい。もしそれができないのであれば、個人的な録音を認めていただきたい。以上です。</p>
法規担当課長	<p>いまの2つの質問ですが、1点目の戸籍の原本については、電算化しても当面永久保存するというで聞いています。</p> <p>2点目の会議録の作り方ですが、今期の当審議会のいちばん最初のとき</p>

	<p>に、委員の発言については自由闊達にいろいろなことを言える場としての審議会ですから、委員の発言については「〇〇委員」とせずただ「委員」と表記する、我々公務員が発言するものについてはそれぞれの職に基づいて発言するものですから、職名を入れるということで、了承されております。</p>
会長	<p>現委員の任期は、区議会からの委員の方を除いては、今月いっぱい満了するので、2点目の質問は、新しい審議会で、議論したらどうかと思います。</p>
委員	<p>全然違うのですが、この審議会の報酬はどこで決めているのですか。</p>
法規担当課長	<p>当審議会は区長の附属機関ですから、条例設置をしまして、条例で委員報酬を定めています。</p>
会長	<p>一応、本日の審議は全て終わりました。以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
区長室長	<p>先ほどはいろいろご議論をいただきましてありがとうございました。本日で今期の審議会は満了ですので、事務局より、この2年間本当にありがとうございました、御礼申し上げます。次回の審議会は7月下旬を予定しています。新しい委員の皆さまにはご通知申し上げますが、ご承知のとおりこの間、区の個人情報を扱う分野も多様化し、審議会の案件も従来ほとんどなかった環境とか産業、あるいは少子化に伴う児童の分野や、高齢者の分野などの案件が増え、個人情報の取り扱う分野も変化してきています。また、人権擁護の立場からもより一層の個人情報保護が求められてきているところです。そこでこうした状況の変化を踏まえて、区としては審議会の構成についてもこれらの変化を十分踏まえた内容とするように、会長等ともご相談して、今後新たに委嘱を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞご承知おきくださいますようお願い申し上げます。なお、第2回目は7月下旬を予定しています。最後に会長からご挨拶をいただければと存じます。</p>
会長	<p>何とか2年間、自ら言うのも恐縮ですが、大過なく審議ができたのではないかと考えております。これもひとえに皆様方のサポートのお陰であります。誠に感謝しております。新しい審議会の構成がどうなるのかわかりませんので、お会いできない方もおられるかと思いますが、振り返ってみまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>本日はこれで終わります。</p>